

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

2023（令和5）年度 算定状況（2023年4月1日～2024年3月31日）

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	1	0	1	1	0	2	0	0	0	1	1	0	7
	日数	7	0	2	5	0	12	0	0	0	6	7	0	39
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
月別計	人数	1	1	1	1	0	2	0	0	0	1	1	0	8
	日数	7	7	2	5	0	12	0	0	0	6	7	0	46

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ①所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹
 - ニ) 蜂窩織炎
 - ヒ) 慢性心不全の増悪
- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
- ⑥算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑦当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報